①

在留外国人などへの国民健康保険の法改正による運用変化

①国民皆保険制度を一部負担で受けられる仕組み、被扶養者の居住地認定の不公平性。

②“在留外国人にかかる医療ワーキンググループ”による提言、厚労大臣への提出

③健康保険法の法改正の中身と、自治体・市民生活に関連する変更箇所について

④被扶養者の国内居住要件・市町村の調査権限の明確化・保険料滞納者の在留期間更新を許可しないなど、同法改正の中身

⑤今後の市の方針について

**計７回　ちょうど１０年目、初当選直後の初めての質問。**

**平成２４年６月、　平成２５年３月、平成２５年９月、**

**平成２８年１２月、平成３０年９月、令和元年６月、９月。**

**『被用者保険』（社会保険）の被扶養者等の要件見直し、国民健康保険の資格管理の適正化等、令和元年（２０１９年）の通常国会において健康保険法の改正が実現した。**

**今までの課題、法改正の内容、法制改正後の市の方針について問う。**

**在留外国人の国民健康保険について一般質問。**

**【Q１－１－１　一般質問】**

**国民皆保険制度を一部負担で受けられる仕組み、被扶養者の居住地認定の不公平性、どのような問題があったか？**

（A１－１－１　市民部）

我が国の医療保険制度は、健康保険を主軸とする被用者保険（社会保険）と地域を単位とする国民健康保険により、国民のだれもがどれかの医療制度によってカバーされるという国民皆保険制度でございます。グローバル化が、進展する中で、医療保険に関して、様々な課題の指摘もございます。
　まず、①被用者保険（社会保険）において、生活拠点が日本にない親族までが、被用者保険の給付を受けることができるという在外被扶養者に関する課題、②、本来、加入資格を有しない外国人が、不正な在留資格により、国民健康保険に加入し、高度な医療サービスを一部負担のみで受けられるという課題が指摘されておりました。

（ここで何点か事例を出す。）

**【Q１－２－１　市民部】**

**在留外国人にかかる医療ワーキンググループ”による提言、厚労大臣への提出しております。どのような内容であったか分かりますか？**

**（自見はなこ参議院議員。）**

（A１－２－１　市民部）

　①健康保険（社保）の被扶養者・国民年金３号被保険者の認定において、原則として国内居住要件。

　②国保の適性な利用の確保として、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に「市町村が入国管理局に通知する枠組み」について対象を拡大すること。それに加え、被保険者の**資格の得喪（とくそう）に関する情報**を追加する等「調査権限の明確化」

③国保加入の促進対策として、新たな外国人材について、法務省から情報提供を受け、法務省と緊密に連携し、国民健康保険の加入促進に確実に取り組みつつ「保険料を一定以上滞納した者からの在留期間更新許可申請などを不許可にする」などの対策を講じるものであります。

④出産育児給付金対策等として、不正受給防止の観点から、請求に必要な書類の統一化をはかり、審査の厳格化を行う。

⑤なりすまし対策として、医療機関が必要と判断した場合に、本人確認書類の提示を求められるように対応を行うもの。

**【Q１－２－１　市民部】**

　**自見はなこ参議院議員**から、直接いただいた。本取りまとめのワーキンググループの事務局長。分かりやすいため、法改正の新旧を問う前に、国政における取りまとめについて論じた。

*「国内居住要件」「資格の得喪情報」「特に、調査権限の明文化」保険料滞納者の在留期間の更新許可申請の不許可。行橋市でも議場で取り上げた出産育児給付金の審査の厳格化。*

*このあたりの必要性は、市民部はどう感じていたか？いままでの質問であったり、そこから明らかになった様々な事象を踏まえて。*

* メモ　自見はなこ、強めに。複数回の呼称、連呼。

医師会の組織内候補、全国比例。

　　　　氏名を出すこと、本人許諾済み。（どこかで言う？）

　　　　「会った」こと、あと「直接報告を受けた」

　　　　　　　⇒　全体的な基調として、誉めまくる方針。

再質問５で、他議員らとの経緯を全体的に。

**【Q１－３－１　市民部】健康保険法の法改正の中身**

**健康保険法の法改正の中身と、自治体・市民生活に関連する変更箇所について。実際、どこが法改正されたのか。上記の「自民党・在留外国人に係る医療ワーキンググループ」の提言は、どの程度、反映されたのか。**

**市の業務としては、国保のみであるけれども、“健康保険法”の法改正には社保を含む。「国保・社保を含め、公的医療保険」であり、市民生活への影響も大であることから、社保分野の改正も含めて法改正の中身を問う。**

（Q１－３－１　市民部）

　令和元年５月２２日に交付。

　社保「被扶養者の要件については、一定の例外を設けつつ、原則として国内に住所を有していること」が追加。

　国保「日本人を含む被保険者の資格管理の観点から、市町村が報告を求めることができる対象として、被保険者の資格の得喪が追加」「併せて調査対象として明確化」

**【Q１－３－２　市民部】交付と実効性**

改正、されているという理解でよろしいか？

どの程度、反映されているか？ある程度の実効性はあるか？など。

（A１－３－２　市民部）

　適宜

**【Q１－４－１　市民部】同法改正の中身**

被扶養者の国内居住要件・市町村の調査権限の明確化・保険料滞納者の在留期間更新を許可しないなど、同法改正の中身

（Q１－４－１　市民部）

　社保の、国内居住要件。例外は、留学生や海外赴任に同行する家族。

　国保、調査対象の明確化、資格の得喪。

　関係者の想定は「留学先である日本人学校等や経営管理を行う企業の取引先である企業の雇用主などが想定」。保険料滞納の在留資格に関しては、「特定技能外国人が国保、国民年金の保険料を一部滞納している場合は、在留資格**変更**許可申請や在留期間更新許可申請」を不許可とする。

**【Q１－５―１　市民部】**

**今後の市の方針について**

（A１－５－１　市民部・福祉部）

　在留カードおよびパスポートに添付される指定書で、在留目的を確認した上で国保資格を取得させるべきかを判断しており、【医療目的などでの在留】については国保加入の対象とはしておりません。

　また、外国人被保険者の海外療養費等につきましては、平成３１年４月１日付け通知「海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給の適性化に向けた対策等について」において、海外療養費及び海外出産の出産育児一時金の不正請求対策が、改めて整理されておりますので、国保年金課内にて羞恥し、通知に則って適正に対応しているところです。

　また先ほど申し上げました、調査権限の積極的な活用を行うことに加えまして、在留資格の本来活動を行っていない可能性がある場合の市町村から地方入国管理局への通知枠組みを活用し、国民健康保険の適性な給付と被保険者資格の適性化に務めてまいります。

**【Q１－５―２　福祉部】**

**今までのこと。**

**市議選に初当選した、１０年前の初議会の質問テーマ。民主党政権下での省令改正があったこと、それを踏まえての地方議会での質問は、省令改正に伴う問題点の指摘が、省令の施行前に指摘された議事録は行橋のみ。**

**木原稔先生とネットメディアに。私も別番組などで出演。のち芸能人の親族が逮捕。武田良太先生にお願いし、鳩山邦夫先生に直接の陳情。鳩山先生から厚労大臣につないで頂いた。**

**国保の手引きである、社会保険出版のマニュアルにおいて、海外療養費などの項目が新設。行橋市に続き、同種の質問を行う地方議員が増加、週刊誌なども大きく取り上げた。のち新聞も動く。大問題になった。**

**少し誇りもある、国政自民党が動いたのは、これらの後のことだった。**

**八並市長の時代のことだけれども、国保のことを議場で問うたら「国や県とも協議しつつ」で逃げられた苦い記憶。だったら行ってやろうと思って粘り続けた。実際に、行った。**

**これは国保が市の特別会計であり、条例も市がもっている。広域化される前のことだった。ただ、あまりに大きく変えると、今度は行政の公平性の問題が出てきたり、本当に色んな思いがある政策テーマ。**

**最初は、行橋市のそこまで全力だったとは思わない。けれども何度も何度も質問を繰り返した。公平性が担保される条件下で、かつ条例の範囲内で運用もかなり見直していただいたと理解している。ある意味ではハリネズミのように対空砲が完備されていた町。そこで出産育児給付金の、大量の申請があった。市は、居住用件の徹底調査の結果として、職権にて消除。つぎに転出した自治体で逮捕された。**

**国が動くにあたっての、直接的な事例の一つ。**

**芸能人の親族の逮捕にしても、逮捕前から問題視していた地方議会は少なかった。国にも何度も陳情にいった。**

**地方議会は頑張った。いまは私の同志地方議員も増えた。一緒にやった、北九州市の鷹木議員が、いまは現職議長。**

**前回の統一地方選挙で私が推薦する地方議員も１００名を超え、いまは３００名近くまで育とうとしている。いろいろあった１０年だった。**

**地方議会は意地になってもこの問題を取り上げ続けた。**

**市議会でも、きちんとやれば、国は動く。私一人がやったわけではないが、その最前線にあった一人として、行橋市の職員に感謝しかない。**

**最初の質問の国保担当課長は、いまは福祉部長。社保を含む公的医療保険となれば、福祉も関係する。足掛け１０年、一緒にやってきた思いを問う。**

（A１－５－２　福祉部）

　感想などを適宜。

（総括）

国は動く。地方議会は、本件を問題視してきた議員は、是非とも、法改正の中身、また改正に至るまでの自民党ワーキンググループの提言書の中身を触れて頂きたい。メディアも含めて、です。特に公的医療保険（国保・社保）の改正は市民生活にも大きな影響がある。外国人排斥などではなく、純粋なる制度の適性化。医師会推薦の自見はなこ事務局長の存在は大きいと考える。国政与党、自由民主党の誇りを市議も持っている。

②

**①日本政府を含む国内外の動き。**

**②全国の自治体の動静、および国・県の動きと行橋市。**

**③現在の世界情勢、我が国の政治情勢。それを受けての地方の在り方。**

**④民間企業への危機啓発の重要性。日産などの自動車産業への国の動き**

**⑤市行政としてやれることは何か。**

**【Q２－１－１　】**

**①日本政府を含む国内外の動き。**

（A２－１－１）

**【Q２－１－２　総務部】**

**②全国の自治体の動静、および国・県の動きと行橋市。**

**（私に関連する動き）**

**令和３年８月１８日　岸田文雄　宏池会会長**

ウイグルを応援する全国地方議員の会は要請。この際の資料の骨子は、当市議会の議事録抜粋です。

（ただちに国益に関わる問題。仮に、誤認して強制送還された場合の国際的な我が国の問題）

**令和３年８月２７日　上川陽子大臣**

岸田事務所よりアポをとって頂き、上川法務大臣にオンラインで要望活動。この際の資料も、当市議会の議事録抜粋でございます。本来は２６日に直接面談予定でありましたが、緊急事態宣言と緊急閣議が入ったため翌日においてオンラインとなりました。

**令和３年９月１２日　岸田文雄総裁候補**

総裁選の公約として「新疆ウイグル自治区の少数民族への弾圧が国際的な問題となるなか、省庁横断で対応できる体制を整える」ため、首相補佐官の新設を約束。

**令和３年10月31日　衆院選において自公政権が勝利、ウイグルに関する政党公約を掲げ**

自民党は明確にウイグルと明記。公明党は中国などの人権問題として記載。

**令和３年11月１6日　公明党　前国対委員長　秋野公造先生と協議**

「ウイグル等に関する国会決議への協力要望」地方自治法９９条に基づく声を受け止めて頂きたい。

要望書を双方で手に取った写真を撮影し、ネット上での公開許可。自民党本部に報告。

**令和３年11月16日　全自治体に意見書発送**

当会が把握している採択済み自治体を除く、全都道府県市区町村議会、約1700自治体に対し、地方議員の会および日本ウイグル協会は協力して意見書採択のお願いを発送。

**令和３年11月24日　総理官邸**

補佐官制度の新設について御礼を伝え、お願いしていた陳情案件についての振り替えをお願いしました。官邸にて、プレス対応。報道される。

**令和３年１月１４日　地方議員の会・ウイグル協会による共同記者会見（議員会館）**

　地方議員の会からは幹事長として小坪出席。

（国会議員本人5名、代理5名の出席を賜りました。地方議員多数。）

* 本ページは修正作業中

（コメント）

国政においては、政党間の調整、または党内手続きが完了せず、国家としての意思表示としての対中非難決議は見送られたままだ。ここに地方議員としては「直接的な職権を私たち（地方議員）は持ちはしない」という意味で批判することは我慢するが、しかしながら「４７都道府県のうち９議会、２０政令市のうち６議会」が採択しており、一般市や町村の採択も続いており、８３議会が採択していることをもって「地方議員として、自らの職権の範囲内において、なすべきことをしている」つもりだという趣旨を述べさせて頂きました。

**令和３年１月１５日　櫻井よしこ先生を招いての集会（笹川記念会館）**

　地方議員の会からは、会長が登壇。国会議員連盟（三ツ林事務局長など）

**令和３年２月１日　衆院にて国会決議**

れいわなどの反対があるが、採択。

* 会長の丸山逗子市議が４月２０日から市議選のため、会長職を辞したため、小坪が会長代行を兼務する体制に移行。

**令和３年２月１日以降　衆参両院議員に対して地方議員の会から声明**

　全政党の議員に対し、地方議会では調整に続く調整として全会一致。都道府県議会や政令市では苦労もあった。本テーマに関しては、全会一致でなくとも良いという前例を衆院が作ったことを受け、参議院では（地方議会同様に）中国を名指しすることを期待しており、衆院の補助機関ではないという意地を見せて頂きたいという趣旨の文章を作成、紙で全事務所に配布。

**令和３年３月２３日　ウイグル国会議員連盟**

　古屋会長ら役員が揃った場において、地方議員の会からの要望書を手交する。外務官僚を入れて頂きたいというお願いをした。会長代行として私が率いる。市議会閉会後、即時に準備に入る。この要望活動は在留資格に関する問題を提起するものだが、経済安全保障法制に関わるサプライチェーンについてもテーマとして扱う予定。部品点数の多い自動車産業も聖域とはしない。

**【Q２－１－３　経済産業部】**

**③ウイグル人などへの人権弾圧に対する現在の世界情勢、日本の政治情勢を踏まえ、経済安全保障の法制化の動きに対する地方自治体の対応等について問う。**

（A２－１－３　経済産業部）

　現在のウイグル人などへの人権弾圧に対する世界情勢等についてですが、先日開催された北京オリンピックの開会式等にアメリカ等、欧米諸国が外交ボイコットを行い、日本もそれに同調する形で閣僚の派遣を見送ったところでございます。また、令和４年２月１日に衆議院は本会議で、中国の新疆ウイグル自治区などでの人権侵害を念頭においた非難決議を採択しています。さらにサプライチェーンの強靭化等を骨子とした経済安全保障の法制化が進められています。

この法制化に対して、（一社）日本経済団体連合会から経済安全保障法制に関する意見として、法制化と並行して検討・推進すべき施策に、**人権問題への対応**が挙げられたところでございます。

また、経済安全保障に関して、先端技術の海外流出を防ぐ取り組みとして、警視庁公安部の参事官が日産自動車本社に訪問し、情報流出事件の手口の解説を行ったということも報道されております。

産業振興部としては、政府、省庁の動向を注視し、企業保護、リスクヘッジの観点から、自動車産業振興協議会等を通じて、法の内容の周知やサプライチェーンと人権問題に対する講演を行うことを企画し、既存企業への周知を図ろうとしているところです。

開催時期については、新型コロナウイルス感染症の状況や、それに対する企業等の意見を考慮しながら、現在、新年度での実施を考えています。

* 私は、もともとは自動車産業において、東証一部上場企業の技術者であった。本来は、自動車などやサプライチェーンについては専門。市内の産業構造も結果的に忖度してきた格好で、また当然のこととして、国内産業の保護育成は我が国の政治家として念頭にあったのだけれども、例えばウクライナへの世界各国の対応や様々な企業の動きを見るにあたって、「聖域なき」経済安全保障法制へのアプローチを行っていく。

　今回の市長選の結果を受け、そもそも市政与党という縛りも喪失するわけであり、組織内候補の議員の議決行動を鑑みても忖度の必要はない。

　早速、国会議員連盟への要望活動も含め、地方議員の会の幹部として本件に取り組むことを宣言する。

**【Q２－１－４　市長公室】**

**④民間企業への危機啓発の重要性、日産などの自動車産業への国の動き**

日本では、自民党総裁選、衆議院選挙における政権与党なった自民党・公明党の公約でウイグルの人権問題などへの期全と対応をすることを掲げ、国際人権問題を担当する首相補佐官を、またそれとともに長引く米中対立で露呈したサプライチェーンの脆弱性などを背景に、重要物資の調達などの強化を図る為、立法を念頭に置いた経済安全保障大臣を設置しました。

行橋市にも稲童工業団地があり、**また安川電機、日産の関連企業。隣接自治体にTOYOTA、市内には大手企業も複数社ある。サプライチェーンに人権問題が入り込むことで出荷不能や生産停止になるリスクもあり、それらに対しての啓発活動が必要ではないか？**

（A２－１－４）

* 経済安全保障法制について。

　企業誘致に関して、同法と対になる市条例の検討が政令市で。

**【Q２－１－５】**

**⑤市行政としてやれることは何か。**

**繰り返しで恐縮ですが、我が国は動き始めております。**

**観点としては二つあり、他国における国内問題としての人権ですね、ここは政府として「国際人権」、これは国際世論としても議論されておりますが、この場合は、中国領土または支配下にある地域での人権問題。**

**もう一つは、これら人権問題の産物として得られた成果物、つまり製品であったり部品などでありますけれど、これら経済的なですね、製品の入出荷、経済活動にも関わる。前者は、市として動くだけの法律の立て付けにはならないかもしれないが、後者の部分は市内企業の保護であり、これは一気に企業生命を奪ってしまうだけの話になる危険性もあるわだから、ひいては市民の雇用であったり、生活を守ることにもつながります。**

**啓発活動について、具体的にいつ頃の実施を考えているのか、答弁をお願いします。**

（A２－１－３）

③

**行橋市の人口推移と市の発展について**

**①人口を軸とした市の方針。**

**②求められる具体的な施策。**

**③今後の市の方針について。**

**【Q３－１－１】**

**その場で思ったことを言う。**

（A２－１－１）

***その場で答えて頂く。***